

○東北地方整備局告示第九十五号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和五年十一月十四日

東北地方整備局長 山本 巧

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料（ケーブル等を除く。）又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

するものとする。

2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

二 土砂採取料

採取物区分			単位	金額
土砂				九十九円五十銭
砂				百三十九円八十銭
切込砂利			一立方メートルにつき	百六十三円
砂利				百八十六円二十銭
栗石、玉石				二百三十六円七十銭
転石	長径三十センチメートル以上五十センチメートル未満のもの			二百三十三円
	長径五十センチメートル以上七十センチメートル未満のもの			五百八十三円
	長径七十センチメートル以上九十センチメートル未満のもの			九百三十二円六十銭
	一個につき			

<p>長径九十センチメートル以上百二十センチメートル未満のもの</p> <p>長径百二十センチメートル以上のもの</p>		<p>千三百九十九円</p> <p>千八百六十五円四十銭</p>
<p>備考</p> <p>採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。</p>		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。